

令和5年12月7日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和4年(ネ)第191号 広告表示差止請求控訴事件

(原審・岡山地方裁判所令和2年(ワ)第144号)

口頭弁論終結日 令和5年11月7日

判 決

岡山市北区奉還町1丁目7番7号

控訴人

特定非営利活動法人

消費者ネットおかやま

同代表者理事

河 田 英 正

同訴訟代理人弁護士

河 端 武 史

同

加 藤 航 平

千葉県浦安市高洲2丁目4番10号

被控訴人

株式会社インシップ

同代表者代表取締役

小 野 伸 二 郎

同訴訟代理人弁護士

佐 藤 墓

主 文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 被控訴人は、別紙対象となる表示記載の表示を行ってはならない。

第2 事案の概要等（略語は新たに定義しない限り、原判決の例による。以下、本判決において同じ。）

1 本件は、適格消費者団体である控訴人が、「ノコギリヤシエキス」という名称のサプリメント（本件サプリ）に係る新聞廣告（本件廣告）の表示について、本件

サプリは医薬品として承認されていないにもかかわらず、本件広告において頻尿の改善という医薬品的な効能効果を表示していることなどが、不当景品類及び不当表示防止法（景表法）30条1項1号（5条1号）所定の「商品（中略）の内容について、実際のもの（中略）よりも著しく優良であると誤認される表示」（優良誤認表示）に当たると主張して、本件サプリを製造・販売し、本件広告の表示を行っている被控訴人に対し、景表法30条1項1号に基づき、日刊新聞紙上の広告において、ノコギリヤシエキスについて頻尿が改善する効果を有するかのような表示の差止めを求めた事案である。

原審は、本件広告によって、本件サプリが医薬品であるとの誤認を引き起こすおそれがあるということはできないし、本件サプリは一定程度の頻尿改善効果が得られる可能性があるとの印象を一般消費者に生じさせるものにとどまり、個人差があることも想定できるところ、ノコギリヤシに少なくとも一定程度の頻尿改善効果が認められる可能性は否定しきれないから、本件広告が優良誤認表示に当たるとは認められないとして、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が本件控訴をした。控訴人は、本件控訴後、差止めを求める表示につき、控訴の趣旨2項のとおり訂正した。

2 前提事実、争点及び当事者の主張は、次のとおり改め、後記3のとおり当審における当事者の主張を加えるほかは、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」1、2（原判決2頁7行目～4頁7行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁18行目の「ア」の後に「表題として、」を加える。
- (2) 原判決2頁25行目冒頭から3頁3行目末尾までを次のとおり改める。

「エ 「こんな体験届いています さあ！あなたも！」と銘打つて、本件サプリを服用した個人の体験談として、「飲んでみたら、早めにスッキリしたので、大変うれしく思っております。」「2ヶ月前から始めました。早く飲めばよかったです。」「何年も飲んでいますが、安価で助かります。寒い時

期も乗り切れそうです。」との記載。なお、同記載のある枠の下に「※4」と小さく記載されている。

オ 前記エの脚注として、前記エの記載のある枠から離れた箇所に、前記エに記載の文字よりもかなり小さな文字で、他の脚注に続き、「※4 すべて個人の感想です。効果効能を保証するものではありません。」との記載。」

(3) 原判決3頁5行目末尾に改行して次を加える。

「ク 他方で、「第1類医薬品」、「第2類医薬品」、「第3類医薬品」の記載はない。」

(4) 原判決3頁8行目末尾に改行して次を加える。

「(5) なお、被控訴人は、原判決言渡し後の令和5年1月、本件広告の形式・内容を一部変更しており(以下、変更後の広告を含め「本件広告」という。)、今後、従前の本件広告を使用する予定はない。変更内容は次のとおりである。(乙30)

ア 「医薬品ではないので副作用はありません」との記載(文字の大きさは20ポイント)が追加された。

イ 表題のうちの「最近時間が…」との記載が「最近キレイが…」に変更された。

ウ 本件サプリを服用した個人の体験談として記載されていた前記(3)エの体験談の記載が削除され、「ノコギリヤシエキスを長年飲用しています。原材料が確かなもうれしいです!!!」、「ノコギリヤシエキスを愛用しています。外出しても数時間は大丈夫で助かっています。」、「情報開示をしっかりしているので安心です。品質・安価すごいです。」との記載に変更された。

エ 「すべて個人の感想です。効果効能を保証するものではありません。」との記載が、前記ア、ウに記載の文字よりは小さいものの、それなりの文字の大きさで表示され、かつ、前記ウの個人の体験談の記載のある枠

と同じ枠内の、体験談の記載の直下に移動した。」

### 3 当審における当事者の主張

#### (1) 控訴人の主張

ア 景表法7条2項によると、事業者がした表示が、当該商品の原材料の有する性能等を踏まえて作成された場合、当該原材料が表示どおりの性能等を有し、その合理的な根拠を示す資料が存在したとしても、表示に係る商品自体が当該原材料の持つ性能等が発揮するものであることについての合理的な根拠を示す資料が提出されなければ、当該表示は優良誤認表示と認定されることとなる。同項は、消費者庁長官が、事業者の表示につき、優良誤認表示に当たるとして行政処分を行う場合の規定ではあるが、事業者は合理的な根拠なく商品の内容に関する著しい優良性を示す表示を行ってはならないという実体的な意義を有している。

また、同項の立法趣旨は、当該商品に付された表示に沿った効果・性能を有しない商品が販売されると、公正な競争を阻害し、一般消費者の利益を損なうおそれが強く、他方で、消費者庁側が表示に沿った効果・性能を立証するためには、専門機関による調査、鑑定等に多大な時間を要し、その間も当該商品が販売され続け一般消費者の被害が拡大するおそれがあることに鑑み、迅速・適正な審査を行い、速やかに処分を行うことにより公正な競争を確保し、これにより一般消費者の被害の拡大を防いで、一般消費者の表示に対する信頼を保護し、その利益を保護しようとするものであるところ、このような消費者の利益保護の考え方は、適格消費者団体による差止請求においても同様に当てはまる。

そうすると、事業者が一般消費者向けに販売する商品について、効果・性能がないかもしれないことによる不利益は一般消費者に負担させるべきではなく、当該商品に関する情報へのアクセスが容易であり、知識・判断力等において優る事業者が負担すべきであるから、事業者こそが、優良誤認表示

ではないことの立証責任を負担すべきである。仮に、このような立証責任の分配が認められないとしても、優良性に関する合理的な根拠があるのであれば、むしろ事業者は積極的に合理的な根拠を示す資料を備えて一般消費者等に開示しようとするのが経験則であるから、少なくとも、事業者が合理的な根拠を示す資料を備えないで、商品の効果や性能の著しい優良性を示している場合には、優良誤認表示を行っていると事実上推定されるべきである。

本件において、被控訴人は、本件広告によって、本件サプリに頻尿改善の効能効果があることを表示するのであるから（なお、被控訴人は、本件広告の形式・内容を一部変更したとはいえ、頻尿改善効果をうたう部分や本件サプリによって良い効果があったとする体験談の内容は変わらない。）、ノコギリヤシエキスに効能効果があるというだけでは足りず、本件サプリ自体に効能効果があるとする合理的な根拠を提出すべきところ、それを提出しない。乙44はサンブライト株式会社の作成した社内研修資料にすぎず、論文ではなく、裏付けとなる臨床結果とはいえないから、本件サプリに頻尿改善効果が確実にあると認めることはできない。

したがって、本件広告の表示は、本件サプリの効果に関する著しい優良性を示すものであるから、優良誤認表示に該当する。

イ また、本件広告の表示が優良誤認表示に該当しない場合であっても、被控訴人は本件商品やその原材料のノコギリヤシエキスについて頻尿改善効果のあることを裏付ける合理的な根拠を示す資料を備えていないから、優良誤認表示を行うおそれがある。

## (2) 被控訴人の主張

### ア 控訴人の主張アについて

景表法7条2項の不実証広告規制については、消費者庁長官が事業者に対し表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができるので、適格消費者団体による差止訴訟についてそのような定めはないから、

事業者が優良誤認表示ではないことの立証責任を負担すべきであるとはいえない。また、事業者が製品の最重要情報である合理的な根拠を公開裁判の場で提出しないからといって優良誤認表示であると推認するのは暴論であり、事実上の推定も認められない。

そして、ノコギリヤシに頻尿改善効果があるにとどまらず、本件サプリについては、臨床試験の結果、プラセボ群よりも、前立腺肥大症影響度スコア等が有意に減少するなど頻尿改善効果が実証されている（乙44）。

したがって、何かしらの頻尿改善効果があるかもしれないという本件広告を見て一般消費者が得る認識と本件サプリの内容との間に齟齬はないから、本件広告は、実際のものよりも「著しく」優良であると誤認される表示であるとはいえない。

イ 控訴人の主張イは争う。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所の判断は、次のとおり改め、後記2のとおり当審における当事者の主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」1（原判決4頁9行目～12頁19行目）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決4頁13行目の「行うときには」を「現に行い又は行うおそれがあるときには」に改める。
- (2) 原判決5頁3行目から4行目にかけての「との表題」を「などの表題」に、11行目「本件広告」を「変更前の本件広告」にそれぞれ改め、22行目の「できない。」の後に改行して次を加える。

「また、変更後の本件広告についてみると、本件サプリを服用した個人の体験談としては、従前のものよりもさらに抽象的な記載となっており、しかも、「すべて個人の感想です。効果効能を保証するものではありません。」との記載を、それなりの大きさの文字で表示し、かつ、体験談直下の、それを読

めばすぐに目に入る場所に移動させ、本件広告の上部において、医薬品でないことも明示されたから、一層、医薬品であるとの誤認を引き起こすおそれがあるということはできない。」

- (3) 原判決10頁21行目の「『寒い時期も乗り切れそう』」の後に「など」を加える。

## 2 当審における当事者の主張に対する判断

- (1) 控訴人は、前記第2、3のとおり、①適格消費者団体による差止請求においても、事業者が優良誤認表示ではないことの立証責任を負担すべきである、②そうでないとしても、事業者が合理的な根拠を備えていない場合には優良誤認表示を行っていると事実上推定されるべきである、③被控訴人は、本件サプリに効能効果があることについて、サンブライト株式会社の作成した社内研修資料（乙44）を提出するのみで、合理的根拠を提出しないから、本件広告の表示は優良誤認表示に該当する、④本件広告の表示が優良誤認表示に該当しない場合であっても、被控訴人は本件商品やその原材料のノコギリヤシエキスについて頻尿改善効果のあることを裏付ける合理的な根拠を示す資料を備えていないから、優良誤認表示を行うおそれがある旨主張する。

### (2) 控訴人の主張①について

不実証広告規制は、優良誤認表示を効果的に規制（不当表示を迅速に規制し、一般消費者の利益を確保する観点から）するため、立証責任を転換し、消費者庁長官（内閣総理大臣から権限委任。景表法33条、施行令14条）は、優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合には、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、事業者が求められた資料を期間内に提出しない場合や、提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合には、当該表示は、措置命令との関係では不当表示とみなされ（景表法7条2項）、課徴金納付命令との関係では不当表示と推定される（景表法8条3項）としたものであ

る（甲40、42）。

上記のとおり、消費者庁長官の立証責任は法の明文の規定をもって転換されているが、適格消費者団体による差止訴訟については、同様の規定はない。そうすると、適格消費者団体が差止請求を行う場合には、原則に従って、当該表示どおりの効果、性能がないことの立証責任を適格消費者団体自身が負うというべきである。また、適格消費者団体が、事業者に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を要求できる法的根拠はなく、事業者において、合理的な根拠を示す資料を提出しなければならないというわけでもない。なお、令和5年5月17日法律第29号による改正後もこの点に変わりはなく、適格消費者団体は、事業者のする表示が優良誤認表示に該当すると疑うに足りる「相当な理由」があるときは、事業者に対し、その「理由を示して」、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料を開示するよう要請することができるにすぎず、無条件に資料開示要請ができるわけではない（上記改正後の景表法35条1項）。

したがって、控訴人の主張①を採用することはできない。

#### (3) 控訴人の主張②について

上記(2)のとおりの景表法の定めに照らすと、事業者が合理的な根拠を備えていない場合には優良誤認表示を行っていると事実上推定されるべきであるとする控訴人の主張②も採用することはできない。

#### (4) 控訴人の主張③について

控訴人は、控訴人の主張①を前提にして、被控訴人において合理的な根拠を提出しないなどと主張する。

しかし、上記(2)のとおり、適格消費者団体が差止請求を行う場合には、当該表示どおりの効果、性能がないことの立証責任を適格消費者団体自身が負っているし、事業者に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を要求できるわけでもない。そうすると、控訴人が、本件サプリに頻尿改善

効果がないというためには、たとえ、乙44が、不実証広告規制の際の提出資料に関する合理的根拠となり得る要件（消費者庁の指針によると、提出資料が客観的に実証された内容のもの（①試験・調査によって得られた結果、②専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献のいずれかに該当するもの）であること、表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容とが適切に対応していること（乙48））を満たさないとしても、その点の指摘や、他に合理的な根拠が提出されないと主張するだけでは全く足りず、本件サプリや、サンブライト株式会社がパッケージングしたノコギリヤシ果実エキスに頻尿改善効果が否定されることについて自ら立証するべきであるところ、控訴人は、その点について特段の立証をしない。

かえって、本件サプリには一定程度の頻尿改善効果が認められる可能性は否定しきれないといわざるを得ない。

すなわち、前記1で引用した原判決（前提事実(3)）のとおり本件サプリは、サンブライト株式会社がパッケージングしたノコギリヤシ果実エキスを主要成分とするものである。控訴人も、本件サプリはノコギリヤシエキスを含んだ単なる食品であると主張し（控訴審準備書面(3)）、本件サプリがノコギリヤシエキスを含有することは認めている。

そして、証拠（乙49）によると、サンブライト株式会社が被控訴人に販売している原料は「L a l i l a b 社製ノコギリヤシエキス0.2%ステロール」であることが認められるところ、サンブライト株式会社が、L a l i l a b 社製ノコギリヤシエキス0.2%ステロールを使用して臨床試験を行った結果、ノコギリヤシ投与群（L a l i l a b 社製ノコギリヤシエキス0.2%ステロール 160mg × 2カプセル。11名）は、プラセボ投与群（12名）よりも、国際前立腺症状スコア、前立腺肥大症影響度スコア等が減少したものである（乙44。なお、乙44の作成の成立は乙49によって認められる。）。

そうすると、前記1で引用した原判決のとおり、ノコギリヤシには一定程度

の頻尿改善効果が認められる可能性を否定しきれないところ、上記の臨床試験は限られた範囲で行われたにすぎないものの、その結果に照らすと、本件サプリにも、一定程度の頻尿改善効果が認められる可能性は否定しきれないということができる。

したがって、前記1で引用した原判決のとおり、一般消費者が本件広告の表示から受ける印象や認識は、本件広告の抽象的な記載、「すべて個人の感想です。効果効能を保証するものではありません。」との記載（いわゆる打ち消し表示）等に照らすと、本件サプリにより一定程度の頻尿改善効果が得られる可能性がある、要するに、個人によっては効果があるかもしれないとの印象を生じさせるものにとどまるし、上記のとおり、本件サプリに一定程度の頻尿改善効果が認められる可能性を否定しきれないことからすると、一般消費者が本件広告の表示によって本件サプリの内容を誤認するとか、それによって顧客が誘引される程度に至っているということはできず、本件広告の表示が優良誤認表示に該当するとは認められない。

よって、控訴人の主張③を採用することはできない。

#### (5) 控訴人の主張④について

上記(4)のとおり、本件広告の表示が優良誤認表示に該当するとは認められないから、控訴人が、それでもなお、被控訴人が優良誤認表示を行うおそれがあると主張するのであれば、その点について自ら立証すべきである。しかし、控訴人は、被控訴人が合理的な根拠を示す資料を備えていないなどと、あたかも不実証広告規制と同様に立証責任が転換されていることを前提とする主張をするのみで、特段の立証をしない。

したがって、控訴人の主張④を採用することはできない。

3 よって、控訴人の請求は理由がなく、これを棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判長裁判官 河 泰 常

裁判官 木 村 哲 彦

裁判官 國 屋 昭 子

別紙 対象となる表示

表示媒体：日刊新聞紙上

表示内容：下記の表示及び別紙イラスト

- ・夜中に何度も
- ・最近キレが
- ・外出が不安
- ・何度も・・・ソワソワ・・・
- ・早く降りたくて・・・ソワソワ・・・
- ・中高年男性のスッキリしない悩み
- ・外出しても数時間は大丈夫

別紙イラスト



これは正本である。

令和5年12月7日

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判所書記官 鳥落宏樹

